

# まん延防止等重点措置対象地域 居住者及び接触者のご利用について

- ◇県外のまん延防止等重点措置対象地域の居住者で、来県後、7日を経過していない方の施設利用はお断りしております。
- ◇県外のまん延防止等重点措置対象地域の居住者と懇親会や食事等で接触する機会があった方は、接触があった日から7日間は施設利用をお控えください。
- ◇県外のまん延防止等重点措置対象地域から転入された方の入会申込については、健康観察の為、7日間の入会制限を行っております。